

令和6年度介護業務における労働環境改善支援事業及び業務効率化支援事業に関するお問合せと回答の一覧

No	ご質問内容	回答（2024. 8. 23更新）
1	「SECURITY ACTION」は、法人ではなく、応募する施設単位で自己宣言することが必要なのか	事業所単位での宣言、登録をお願いします。 <a href="https://www.ipa.go.jp/security/security-action/">https://www.ipa.go.jp/security/security-action/</a>
2	介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）の受講は、電子申請までに必要か。	8月30日（金）17時までに受講申込の上、9月2日（月）までに受講してください。アンケートの回答をもって受講を確認しますので、受講後、9月5日（木）までに必ずアンケートに回答をお願いします。
3	LIFEへの登録が完了していることがわかる画面とあるが、連絡票には、データ提出完了とあるが、どちらか。	LIFEへの登録完了していればOKです。提出いただく書類は、登録完了がわかるPC画面のスクリーンショットとしていますが、それ以外で登録がわかる資料でも結構です。
4	経産省が実施している「IT導入補助金」等、その他の国や県の補助事業を使用している場合とあるが、エイジフレンドリー補助金（労働基準局）も同じか？	当事業において補助対象となる介護ロボットや見守り機器、ICT機器をエイジフレンドリー補助金で補助をうけたものについては、申請対象外となります。
5	見積合わせは2者以上とあるが、A製品に関して、B社とC社の2者以上から見積をとるのが普通かと思うが、A製品と同等機能のD製品について、それぞれB社（又はC社）から見積をとっても問題ないか。	2者以上から見積合わせをとる趣旨は、同一製品について、より安価な商品を調達していただくことが目的としているため、同一製品において2者以上から見積を徴していただきますようお願いいたします。
6	2者以上から徴した見積書は、一番安価な見積書だけ添付したらいいのか。	いいえ、徴した見積はすべて添付していただきますようお願いいたします。
7	介護ロボットについて、一度の申請で複数機種を導入に関する補助申請は可能か？	補助上限に注意いただいた上で、申請は可能です。
8	事業者グループ協働化支援事業とは、どのような事業なのか。	小規模法人を1つ以上含む複数の法人により構成される事業者グループにおいて、人材募集や合同研修などを実施し、その経費について補助する事業です。詳細は、別途通知する「令和6年度協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要領」をご確認ください。
9	1法人で複数事業所の申請を予定しているが、介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）の受講は、法人の代表2名でよいか。	1法人で複数事業所の申請をする場合、事業所ごとに介護テクノロジー導入支援研修（基礎編）の受講申込をしていただき、事業所ごとに管理者（施設長）及び現場の職員の計2名以上に受講いただきますようお願いいたします。
10	申請書類（Excel）の基本情報に記載する法人番号（7桁）とは、何か？	大変ご迷惑をおかけしました。正しくは、13桁の法人番号になります。8月14日付で様式を修正して県ホームページにアップしておりますので、そちらをご使用ねがいます。
11	各ページが保護されており、内部稟議を回す際に、入力文字が正しく表記されないなど事務的な支障が生じている。保護を外してほしい。	大変ご迷惑をおかけしました。基本情報、導入計画書、債権者登録、委任状については、保護を外しました。それ以外のページについては、計算式等が入っているため、保護をかけたままにしていますが、必要な場合は、別途ご連絡ねがいます。
12	見積をとったカタログをPDFにしたら、電子申請システムのデータ登録の上限（10M）を超えたため登録できないが、どうしたらいいか。	PDFはデータ量が大きくなる傾向があるので、できる限り必要なページだけをPDFにして登録してください。それでもなお、10Mを超える場合は、カタログのコピーを、高齢政策課へ郵送してください。

令和6年度介護業務における労働環境改善支援事業及び業務効率化支援事業に関するお問合せと回答の一覧

No	ご質問内容	回答（2024. 8. 23更新）
13	オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。	本事業の補助対象となるタブレット端末等については、訪問先でデータの入力を行う等、持ち運んで使用するものを想定している。そのため、補助対象経費として、「事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。」としており、サーバー機は対象とならない。 (厚労省令和6年2月16日付Q&Aより一部抜粋)
14	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度末までの経費を補助対象経費とすべきか。	<p>使用権（ライセンス）購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。 (厚労省令和6年2月16日付Q&amp;Aより抜粋)</p> <p><b>補助額の考え方を以下に整理する。（厚生労働省指導に基づく）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用権の期限がないもの…全額</li> <li>・支払いが月額払いのもの…当該年度分</li> <li>・支払いが年額払いのもの…1年分</li> <li>・複数年の使用権契約のもの…契約年数を按分して1年分</li> </ul>
15	この度、申請する事業所は訪問介護、居宅介護支援となるが、LIFEの登録がわかる書類の提出を除外してもよいか。	国の実施要綱においてLIFEによる情報収集に協力することが補助の要件となっています。については、LIFEへの登録にご理解とご協力ください。
16	ICT機器等申請様式の3-2導入計画書にある「6 職員数」の職種別職員数を記入する欄にサ責がないが、どこにカウントしたらいいか。	管理者が兼務している場合は、管理者欄に、その他職種がサ責の場合は、その欄に、それ以外の場合は、その他の欄に記載ねがいます。